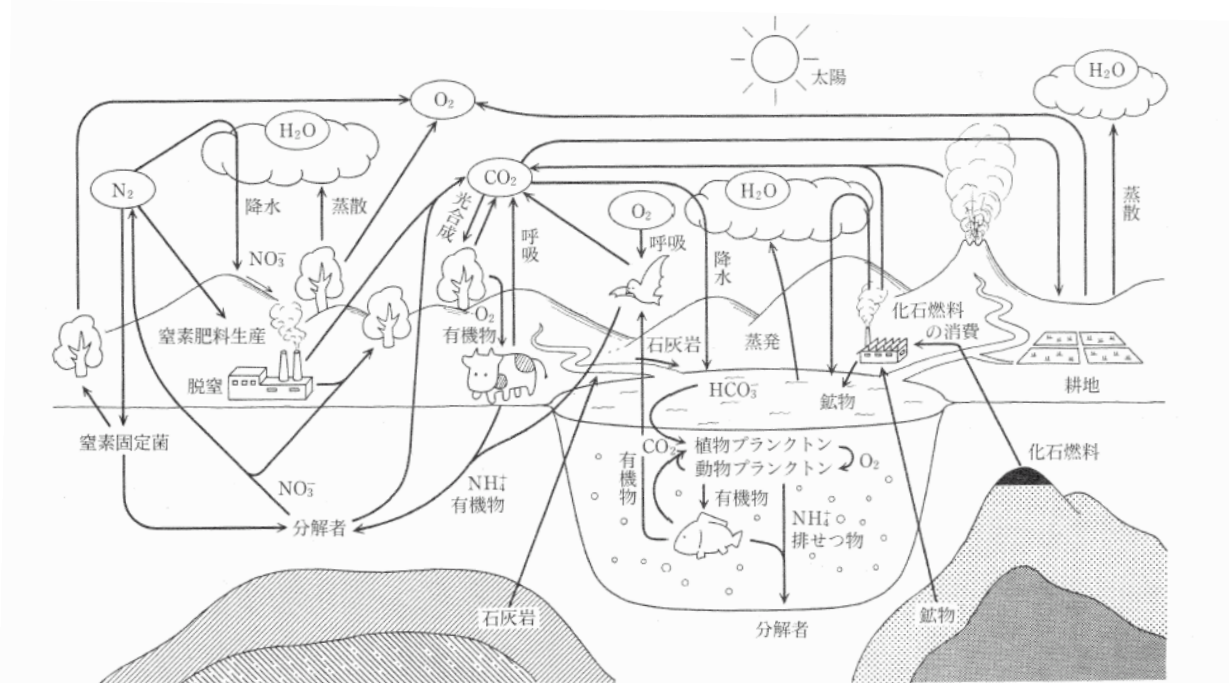


物質循環と調和した国土管理 (参考資料)

物質循環・・・・・・・・・・・・・・・・	1
我が国における物質フロー（平成14年度）・・・・・・・・	1
大都市圏における廃棄物の広域移動（平成14年度）・・・・	2
最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（平成14年度末）・・	2
産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移（H15年度末時点）・	3
不法投棄等産業廃棄物の都道府県別残存量（H15年度末時点）・・	3
建設リサイクルの促進・・・・・・・・・・・・・・・・	4
バイオマス資源の利活用のイメージ・・・・・・・・・・	5

適正な物質循環に資する国土管理に向けて

物質循環

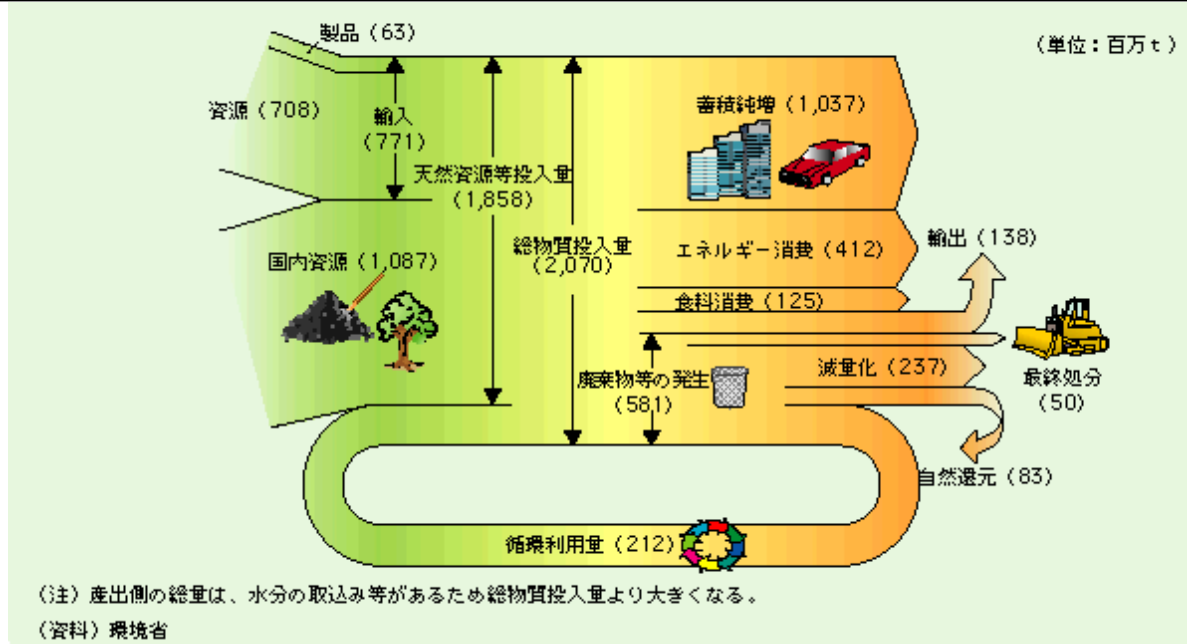


出典：水谷 広「人間活動と物質循環系のグローバルな変化」

(和田英太郎・安成哲三編「岩波講座 地球環境学4 水・物質循環系の変化」p157)

我が国における物質フロー（平成14年度）

我が国の物質フロー（平成14年度）を概観すると、20.7億tの総物質投入量があり、その半分程度の10.4億tが建物や社会インフラなどの形で蓄積されている。また1.4億tが製品等の形で輸出され、4.1億tがエネルギー消費、5.8億tが廃棄物等という形態で環境中に排出されている。循環利用されるのは2.1億tです。これは、総物質投入量の1割に過ぎません。廃棄物・リサイクル問題、地球温暖化問題が我が国社会の構造的・根本的な問題であることが見てとれる。



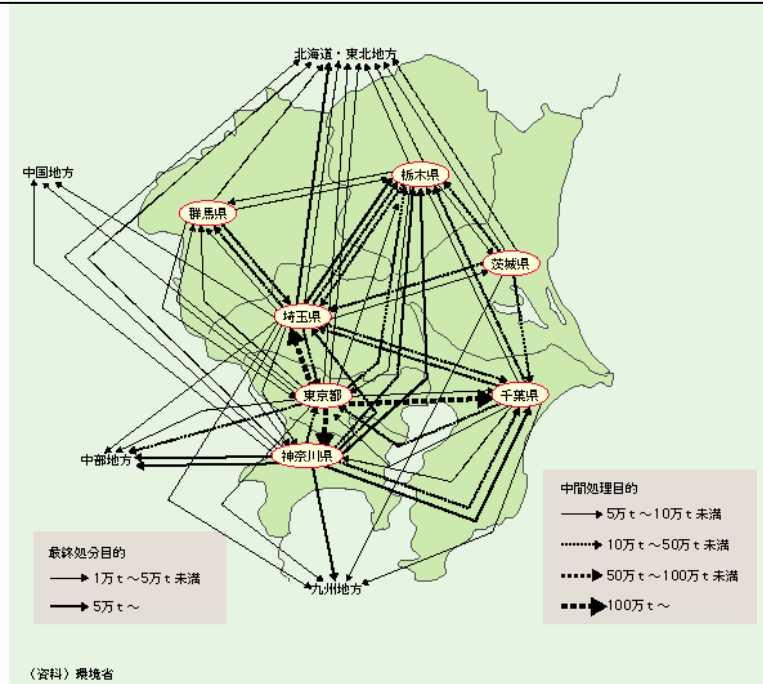
適正な物質循環に資する国土管理に向けて

大都市圏における廃棄物の広域移動(平成14年度)

首都圏などの大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉などの中間処理施設や最終処分場を確保することが難しくなっている。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、一般廃棄物も産業廃棄物も、その多くが都府県域を越えて運搬され処分されている。

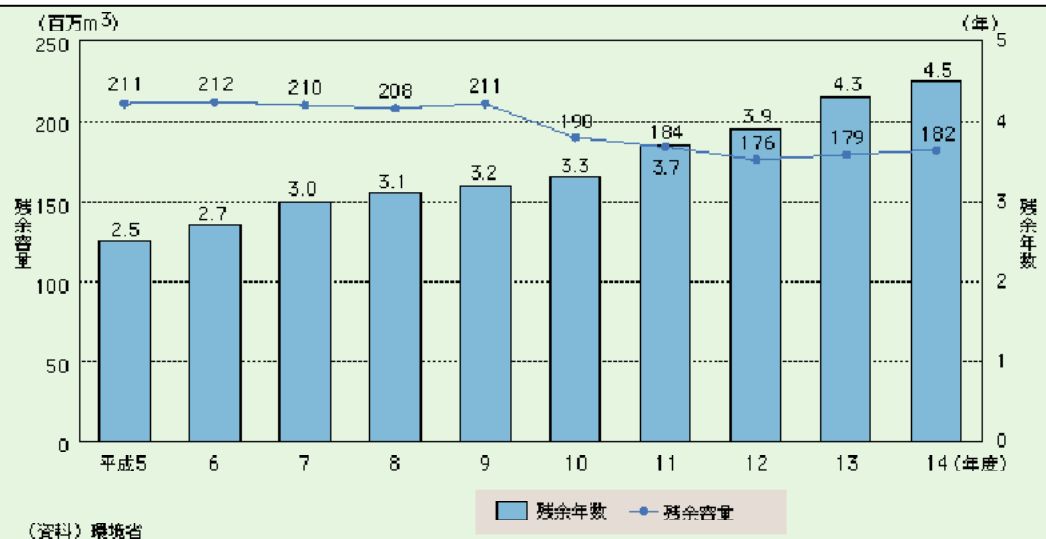
平成14年度に首都圏の1都6県において排出された一般廃棄物のうち、最終処分されたものは237万tで、そのうち24万tが都県外に搬出され、さらにその6割強の16万tが首都圏外で最終処分されている。また、全国の市町村から都道府県外へ搬出された一般廃棄物の最終処分量は44万tで、首都圏はその5割強を占めていることになる。

平成14年度に首都圏の都県において中間処理又は最終処分のために都県外に搬出された産業廃棄物の量は1,215万tで、このうち約5割の634万tが東京都から搬出されている。また、首都圏から他の圏域へ流出している量は、上記のうち165万tとなっている。



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移(平成14年度末)

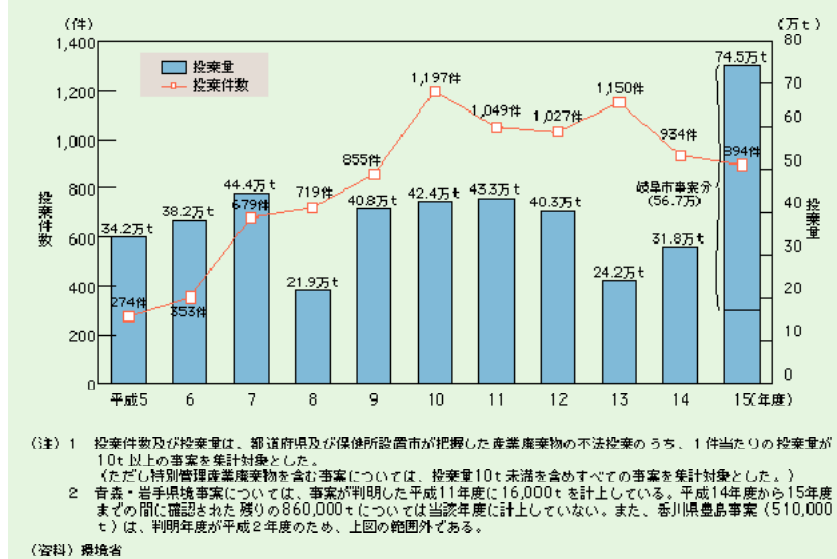
平成14年度末の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1億8,178万m³で前年より237万m³増加しました。また、残余年数は全国平均で4.5年分であり、依然として非常に厳しい状況にある。



適正な物質循環に資する国土管理に向けて

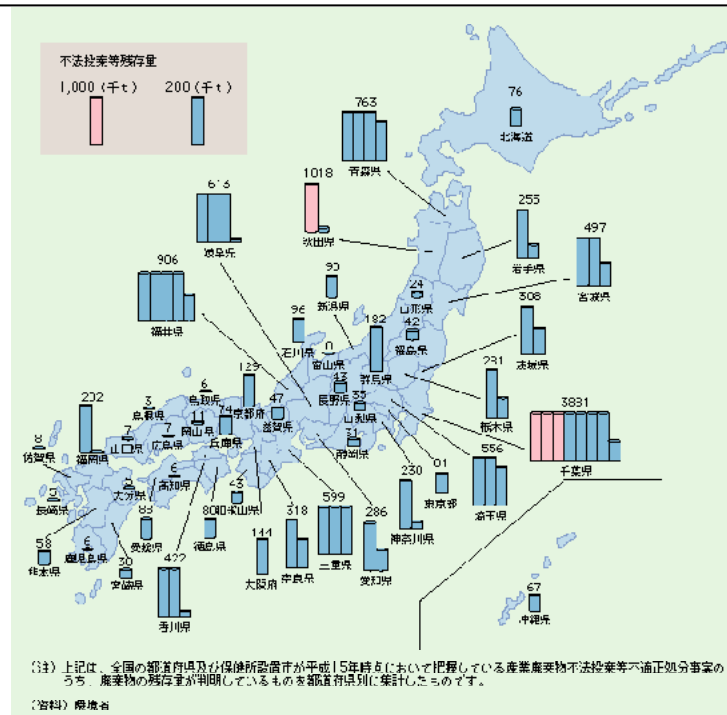
産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移(平成15年度末時点)

平成15年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数を見ると、894件で前年度(934件)に引き続き減少したが、投棄量で見ると、74万5,000tとなり、平成5年度の調査開始以来最大となった。このうち、約76%に当たる56万7,000tは、平成16年3月に摘発された岐阜市における事案によるものであり、同事案を除くと17万8,000tとなる。



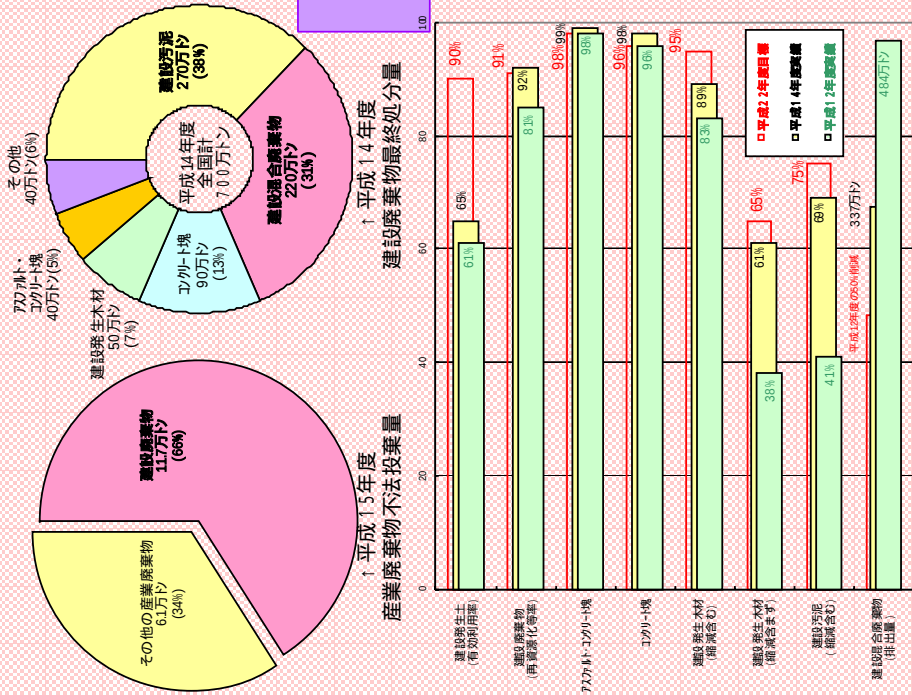
不法投棄等産業廃棄物の都道府県別残存量(H15年度末時点)

環境省の調査によると、全国の都道府県、保健所設置市が把握している平成16年3月31日時点における産業廃棄物不法投棄等の不適正処分事案の残存件数は2,320件、残存量の合計は約1,267万tであった。



建設リサイクルの促進

建設廃棄物の不法投棄量は全産業廃棄物の約2/3を占めている。特に、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物のリサイクルが遅れている。



将来的には建設廃棄物の最終処分量をゼロにすることを目指し、建設混合廃棄物の削減、建設発生木材・建設汚泥等の遅れている分野でのリサイクル促進等を重点的に進める。

建設リサイクル法及び建設リサイクル推進計画2002の見直し

平成19年度早期に、建設リサイクル法の施行状況を検討し、必要な措置を講ずるとともに、建設リサイクル推進計画2002の見直しを行うため、分別解体等の実施状況や各種目標値の達成状況についてフォローアップを行う

建設発生土

建設発生土の工事間利用の促進、不適正処理の防止を図るため、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」の評価分析、抜本的見直しを図る。

アスファルト・コンクリート塊

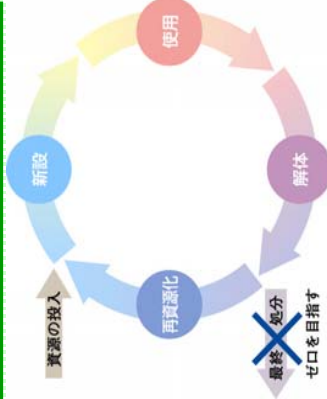
現状ではリサイクルが困難な排水性舗装などのリサイクル技術の開発を推進する。

コンクリート塊

平成17年3月にJIS化されたコンクリート再生骨材の利用の普及を図る。

建設発生木材

平成17年度までに千葉県をモデルとして策定する「建設発生木材リサイクル促進行動計画」について、全国展開を図る。



建設汚泥

環境省との連携を図りながら、現状の課題の抽出、対策の検討を行い、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を策定する

小口巡回回収システムの構築

建設混合廃棄物の量を削減するため現場での分別を徹底し、少量化・多品目化した建設廃棄物を分別した状態のまま効率よく回収する建設副産物小口巡回共同回収システムを構築する。

税制等

建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物のリサイクル施設設置に対する所得税等の優遇措置の継続。

適正な物質循環に資する国土管理に向けて

バイオマス資源の利活用のイメージ

